

企画競争説明書

業務名称：ガーナ国タマレ市電力供給安定化計画準備調査

調達管理番号：22a00398

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022年8月10日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年8月10日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国タマレ市電力供給安定化計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年10月～2023年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年8月16日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年8月17日 12時
3	質問への回答	2022年8月22日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年8月26日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年9月6日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第 3 章 2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙1の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html）

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

(1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

(2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ガーナ国タマレ市電力供給安定化計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ガーナ共和国（以下「ガーナ」という。）の中期国家開発計画（2022-2025）において、産業振興のため電力を含めたインフラ整備が重点課題の一つに掲げられており、ガーナ・エネルギー政策（2020年更新版）に基づき、ガーナ政府は電化エリアの拡大及び電力供給の安定化に向けた取り組みを進めている。当国での電力最大需要3,090MWに対し、国内の発電設備容量は5,212MW（2020年）となっており、発電能力は十分な水準にある。一方、送配電については、全国を網羅する送電網を管轄するガーナ送電公社（Ghana Grid Company Limited: GRIDCo）、大都市圏を含む南部地域の配電を管轄するガーナ配電公社（Electricity Company of Ghana Limited: ECG）及び北部地域の配電を管轄するガーナ北部配電公社（Northern Electricity Company Limited: NEDCo）が運営を行っているが、送配電容量の不足と共にそれに起因する送電ロスが4.5%（2020年、Electricity Supply Plan 2021）、ECGの配電ロスは24.35%（2016-2020平均）、NEDCoの配電ロスは29.22%（2016-2020平均）となっており（National Energy Statistics 2020 Edition）、サブサハラアフリカ平均（南アフリカを除く）の15%（世界銀行、2016年）からも大きく遅れ、同地域の不安定な電力供給の一因となっている。

「タマレ市電力供給安定化計画」（以下「本事業」という。）のプロジェクトサイトとなるノーザン州都のタマレ市は、アクラ市、クマシ市及びタコラディ市から成るガーナ国内の4基幹都市の一つであり、西アフリカ成長リングのうちブルキナファソとアクラ市を南北に結ぶ回廊上に位置する商業都市で、交通の要所でもある。ノーザン州を含む北部三州は特に貧困率の高い地域でもあり（Multi-dimensional Poverty-Ghana、2020年）、ガーナ政府も南北格差是正に向け北部地域の開発に取り組んでいる。北部三州における中核都市であるタマレ市では低圧配電網の容量不足とそれに起因する配電ロスが不安定な電力供給の一因となっており、年平均停電時間は114時間（2019年）、年平均停電回数は83回（2019年）となっている（NEDCo調査）。断続的な停電により、タマレ市内の行政機関、商業施設の他、州立病院で

あるタマレ中央病院（日本の無償資金協力により改修予定）においても安定した医療行為に影響が出るなど、社会経済活動に影響を及ぼしている。

このような状況に対応するため、NEDCo は世界銀行の支援を受け、「NEDCo 配電マスタープラン（2021-2030）」を作成している。同マスタープラン（ドラフト）では、タマレ市の人口集中（2010 年から 2021 年でおおよそ 2 倍）と今後も急増する電力需要（ピーク電力は 2020 年の 69.6MW から 2030 年には 109.6MW に増大見込み）に対応し、効率的かつ安定的な電力供給を行うために、34.5kV の配電網敷設および新規変電所 3 箇所の設置を提案している。

本事業は、同マスタープランにおいて、現在及び将来の配電状況の改善の緊急性や優先度の高い施設への配電等の観点から優先事業として提案されている、市中心部の行政機関や医療機関が所在する州政府評議会（Regional Coordinating Council : RCC）エリアに変電所の新設及び配電線の敷設を行うものである。本事業を通じて、同市中心部への電力供給の安定化を図り、もって同市の保健・医療等の行政サービスの改善、経済活動の活性化に寄与し、南北の格差是正に寄与するものであり、ひいては同国の中期国家開発計画に貢献するものである。

本事業実施の要望を受け、JICA は関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

第 3 条 プロジェクトの概要

（1）事業目標：

本事業は、ガーナ北部の基幹都市であるタマレ市において変電所及び配電網を新設することにより、同市の電力供給の安定化を図り、もってノーザン州の社会経済開発・生活基盤の強化に寄与する。

（2）事業の成果：

ガーナ北部の基幹都市であるタマレ市において、変電所の新設及び配電網の整備・拡充が行われる。

（3）我が国への要望内容：

① 施設、機材等の内容：

【施設】 RCC エリアでの 34.5/11kV 変電所新規建設

【機材】 タマレ中央変電所から同変電所までの 34.5kV 配電線敷設（約 6km）、新規変電所から 11kV 配電線敷設（約 8km）

詳細は協力準備調査にて確認する。

② コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工監理等。ソフトコンポーネントの要否については、協力準備調査にて確認する。

③ 調達方法

詳細は協力準備調査にて確認する。

(4) 対象地域 (サイト) :

ガーナ共和国 ノーザン州タマレ市

(5) 関係官庁・機関 :

責任官庁 : エネルギー省 (Ministry of Energy)

実施機関 : 北部配電会社 (Northern Electricity Company Limited : NEDCo)

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、予算規模、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案する。

第5条 業務の範囲

本業務は、ガーナ政府から要望を受けた「タマレ市電力供給安定化計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがガーナ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。第一次および第二次現地調査において、発注者から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程において相手国関係機関や JICA、日本側関係者と十分に協議する。なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

① 第一次現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、発注者及び日本側関係者と方針を確認する。

② 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

③ 第二次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 既存資料の活用

本事業の必要性や妥当性の検討に当たっては、発注者が過去に実施した技術協力プロジェクト「配電部門マスタープラン策定調査（2007年～2008年）」、無償資金協力「配電設備整備計画（2013年～2015年）」、「NEDCo 配電マスタープラン（2021-2030）」、「NEDCo PROJECT PROPOSAL: CONSTRUCTION OF ONE (1) 34.5/11.5KV PRIMARY SUBSTATION」に係る報告書等、既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。

(4) 対象コンポーネントの検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本業務において各コンポーネントの妥当性を確認する。また、対象コンポーネントに対象地域における医療施設等社会サービス施設への電力供給確保策を含めるべく検討する。合わせて対象コンポーネントの優先順位付けも行う。

(5) 変電所および配電線整備の基本的方針

① 要望機材等の容量確認

要望機材がプロジェクト対象地域の需要に適した容量であるか確認する。

② 主要機材のスペック

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、ガーナ側が標準としている機材の技術仕様を確認した上で、対象地区の配電網の規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。

③ 系統解析

協力コンポーネントの妥当性確認に必要な系統解析を行い、結果を事業計画に反映する。

④ 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおいて、自然条件調査（地形・地質調査等）を実施し、施工計画に反映させる。

⑤ 拡張性の確保

今後のプロジェクト対象地域の需要増加を見据え、本事業終了後の設備拡張への対応可能性についても検討する。

⑥ 施設における設計方針

制御盤等を設置する建屋新設が想定される。変電所の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。

（6）ガーナ側維持管理体制の確認

北部地域の配電は、ガーナ北部配電公社（Northern Electricity Company Limited：NEDCo）が運営を行っている。NEDCoは過去に無償資金協力「配電設備整備計画（2013年～2015年）」で整備した施設を適切に維持管理しており、他ドナーとの事業において特段大きな問題は発生していないため、適切に維持管理を対応可能と考えられるが、新設変電所への人員配置、管理体制等についての詳細は協力準備調査で確認する。

（7）社会・経済セクターへの裨益効果の確認

対象地域の既存の医療施設等の社会サービス施設について、その概況を定量的に把握し、安定的な電力供給がそれら施設にもたらす効果の見通しと、事業完了後に効果を確認するための基礎資料とする。

（8）準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、本業務終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをガーナ側に説明し、問題の無いことを確認する。

（9）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリBと位置づ

ける。なお、現段階では、本事業に伴う用地取得は想定されていないが、必要となった場合は、その補償についても確認をする。また、事業地の周辺に二つの Forest Reserve が存在する。配電線の線形とは被らないが、正確な位置関係や貴重種の有無を調査で確認し、工事中や供用時の生態系への影響に関しては、詳細を確認する必要がある。

(10) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「工事等安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ガーナ国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からガーナ国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したガーナ国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりガーナ国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてガーナ国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA ガーナ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA ガーナ事務所と協議し、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)が必要な情報について JICA ガーナ事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA ガーナ事務所に報告を行う。

(11) 安全対策

準備調査における調査段階においても、邦人関係者の立ち入りは業務上必要不可欠と判断される内容に限定し、最小人数で必要最低限の滞在を前提に計画する。本事業は「安全対策ガイダンス(2019年3月、JICA(ST)第3-20006号)」の対象となる。脅威カテゴリーは「カテゴリー I」、事業形態は「施設インフラ型」および「ラインインフラ型」となる。同ガイダンスで例示している安全対策の参考仕様を参照し、準備調査において事業対象地における個別具体的な事情も考慮し、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、安全対策検討シートを作成の上、安全管理部に提出する。その他詳細の対応については、執務参考資料「安全対策ガイダンス運用マニュアル(無償資金協力編)」を参照し、対応する。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要望書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

発注者が派遣する調査団員に協力し、インセプション・レポート（特に我が国無償資金協カスキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の確認

- ① 要望内容の範囲、内容について先方の意向を確認する。
- ② 「中期国家開発計画（2022-2025）」、「エネルギー政策（2020年更新版）」、「NEDCo 配電マスタープラン（2021-2030）」等のエネルギー分野および電力分野の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、ガーナの電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて再確認する。
- ③ 要望内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、妥当性を検証・分析する。
- ④ 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に仏開発庁（AFD）が南部エリアからタマレまでの330kV送電線の建設事業を実施中であり、これによりタマレへの安定的な送電が期待される。また世界銀行がタマレ地域の配電計画策定を支援中。同配電計画においても本事業で整備される新規変電所は優先度が高い設備とされており、他新規変電所設置（1か所はNEDCo 予算により着手予定、残り1か所未定）と連携しタマレ市内の電力供給安定化が期待される。他ドナーによる電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認するとともに、事業の重複を避けるためにJICAと相談のうえで本事業の情報を共有する。

(4) 事業の実施体制の確認

- ① 実施機関の事業実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- ② 既存の送配電設備、変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援（ソフトコンポーネント等）検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- ③ 上記①、②を取りまとめ、適切な運営・維持理計画を検討する。

(5) サイト状況（自然条件等）の調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す調査を実施し、施工計画に反映させる。

① 地形及び地質調査、路線測量（現地再委託可）

変電所建設予定地及び想定される配電ルートにかかる調査を行う。具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙2「自然条件調査仕様書(案)」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、追加的に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。なお、現地再委託にて実施する事も可とする。

② 用地調査

配電柱及び配電線ルート下の Right of Way (ROW)にかかる調査を行い、機材敷設予定サイトにおける土地権利上の問題が発生しないかを確認する。その際、土地所有権及び配電網敷設の際の必要手続きに関する確認を行う。

(6) 環境社会配慮（現地再委託可）

本事業は、国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月、以下「環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、JICAの環境社会配慮カテゴリ「B」に位置付けられている。

① 重要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

「環境社会配慮ガイドライン」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「環境社会配慮ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

② 「環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法

③ 関係機関の役割

(ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

(エ) 影響の予測

(オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

(カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成

(ク) 予算、財源、実施体制の明確化

(ケ) ステークホルダー分析の実施と協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

② 簡易住民移転計画の作成支援

本事業は、基本的には用地取得及び住民移転は発生しない予定であるが、変電設備の設置に伴う用地取得が必要になる可能性がある。その際、1. 「環境社会配慮ガイドライン」及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(ア)～(シ)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「環境社会配慮ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。

(ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性

(イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

(ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

(エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

(オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

(カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

(キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

(ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務

(ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

(コ) 費用と財源

(サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

(シ) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、環境社会配慮に係る調査は一部現地再委託にて実施することも可とする。その要否及び内容に関しては第一次現地調査を踏まえて最終決定する。

(7) 調達事情調査

本事業で必要となる資機材(骨材、セメント、鉄筋等)、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(8) 事業内容の計画策定

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月)」(以下、「設計・積算マニュアル」という。)を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとることとする。

① 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画

上記を踏まえ本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

③ 機材計画

(ア) 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。

(イ) 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

④ 施設計画

(ア) 変電所建屋の設置に際し、対象敷地内の使用可能な区画を確定する。

(イ) 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。

(ウ) 他の既存変電設備における事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて、協力対象となる新設変電設備、建屋の計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

⑤ 概略設計図

⑥ 施工・据付計画

(ア) 施工・据付方針

(イ) 施工・据付上の留意事項

(ウ) 施工・据付区分（先方負担工事との区分）

(エ) 施工・据付監理計画

(オ) 品質管理計画

(カ) 資機材等調達計画

(キ) 実施工程

(9) 対象候補地域及びコンポーネントの優先順位付け

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにガーナ側との調整を行う。

- ・各地域における需要予測の再確認と対象地域の裨益人口、人口密度、経済効果
- ・各コンポーネントの裨益効果

- ・他援助国・援助機関（世銀、AFD、KEXIM 等）による支援計画やガーナ政府側事業との整合性
- ・各コンポーネントの事業費
- ・必要な許認可と所要期間の確認
- ・未電化家庭の電化への貢献度

（10）相手国負担事項の整理

相手国負担事項（用地確保、資機材保管管理、各種建設許可の取得等）の実施能力と実施プロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。また、無償資金協力として事業を実施する際のガーナ国政府の免税措置を整理し、確認する。

（11）事業の維持管理計画の立案

協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

（12）事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。積算にあたっては、設計積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計精度は入札に対応できる精度を確保する。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編、機材編（2019年10月）を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ・実施時期
- ・事業費（総事業費及び内訳）
- ・概略の仕様

- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・ 据付監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）
- ・ 事業進捗状況（報告書名等、情報源も明記）

（13）協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（14）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

（15）事業の評価指標の検討

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①年間停電時間数、②年間停電回数、③配電ロス量を想定している。また、定性的な効果の評価指標としては、電力の供給信頼度向上、電力品質改善、州病院の安定的稼働、貧困層を含む市民の生活環境の改善、経済・社会活動の活性化、停電時の発電機利用による軽油経費削減、CO2 排出量削減などを想定している。

（16）気候変動対策案件としての検討

プロジェクトの実施により電力損失の低減が図られる場合、温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT(Mitigation)）等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

（17）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

（18）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をガーナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じ事業全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

（19）準備調査報告書等の作成

ガーナ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書は「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2022年6月改訂版)、進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版は「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引」(2016年5月改訂)に従い作成すること。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ デジタル画像集・記録表
- ⑤ 機材仕様書
- ⑥ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

（20）免税情報シートの更新

無償資金協力事業においては、両国政府間の国際約束(E/N: Exchange of Notes)において、事業実施に必要な製品及び役務の調達に係る税金等の免除が規定されているため、本事業に係り実質的に免税手続きが可能である範囲等を確認する。具体的にはガーナにおける税制度及び免税制度について、以下の項目を調査する。

なお、免税情報は現地 JICA 事務所に一元集約しているため、調査開始時点で事務所がこれまで収集してきた情報の提供を受けた上で、調査を行い、調査結果については、所定の様式に取りまとめ、事務所の確認を経ること。

① 本邦企業の法人所得税

無償資金（Grant）の直接の対象となる契約（すなわち、JICA が認証を行う契約）を締結する本邦企業については、当該契約で発生する所得について法人の所得にかかる税の免税を確保することを制度の原則としている。このため、外国法

人に法人所得税が課税される条件（例：我が国においては当該外国法人が恒久的施設を有しているか否かに依っている。）を確認した上で、その課税を免除する（免税する）ために必要な手続きを明らかにする。なお、併せて、現地下請企業の法人所得税免税の可否を確認すること。

② 業務従事者の個人所得税

本邦企業から給与・報酬を得る業務従事者（但し、日本及び第三国の国籍を持つものに限る。）について、個人の所得に係る税の免税を確保することを制度の原則としている。このため、ガーナにおいて外国人に係る所得税制度（例：我が国においては、非居住者、居住者のうち非永住者、永住者の3分類でそれぞれ課税対象となる所得の範囲が決まっている。）を確認した上で、その課税の免除する（免税する）ために必要な手続きを明らかにする。

③ 付加価値税等（間接税）

無償資金（Grant）の直接の対象となる契約（すなわち、JICA が認証を行う契約）にかかる付加価値税等及び当該契約者の仕入れに係る付加価値税等の免税を制度の原則として求めている。このため、ガーナにおける付加価値税等の制度全般を把握のうえ、無償資金の直接の対象となる契約について、免税が可能か否か、可能な場合の手続きを明らかにする。また加えて、当該契約にかかる「仕入れ」（現地での資材の購入、労務者の傭上、現地企業への下請契約等）について、付加価値税等の免税が可能か、可能な場合の手続きを明らかにする。この「仕入れ」の免税については、物品と役務について取扱いが違ふ可能性が多いため、両者区別して制度を調査すること。

④ 関税

事業に関連して本邦企業及び第三国企業が外国から輸入する物品について、関税の免税を確保することを制度の原則として求めている。このため、ガーナの通関制度において、完全が免税される場合の範囲及び手続きを確認すること。また、現地下請企業が行う輸入についても、免税が可能か調べること。

（2 1）治安情勢分析及び安全対策の検討

治安情勢の分析及び安全対策の検討を行い、JICA に報告すること。

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)、(6)、(8) から (11) を成果品とする。

	レポート名	提出時期	部数など
(1)	業務計画書 ^(注1)	契約締結日から起算して	和文3部

		10営業日以内（2022年10月）	
(2)	インセプション・レポート ^(注2)	第一次現地調査前 (2022年11月)	英文25部
(3)	現地調査結果概要 ^(注2)	第一次現地調査後 (2022年12月)	各和文10部
(4)	準備調査報告書（案） ^(注2)	国内解析後 (2023年1月)	和文10部 英文25部
(5)	デジタル画像集・記録表 ^(注6)	2023年7月上旬	CD-R 2枚
(6)	進捗報告書の初版	2023年7月上旬	英文3部
(7)	免税情報シート	2023年7月上旬	和文1部
(8)	概略事業費（無償）積算内訳書 ^(注3)	第二次現地調査後 (2023年8月下旬)	和文2部
(9)	機材仕様書	第二次現地調査後 (2023年8月下旬)	和文3部 英文4部
(10)	概要資料 ^{(注2)(注4)}	第二次現地調査後 (2023年8月下旬)	和文1部 CD-R 1枚
(11)	準備調査報告書 ^{(注2)(注4)(注5)}	2023年11月下旬	和文（簡易製本版）2部 CD-R 1枚 和文（製本版）8部 CD-R 1枚 英文（製本版）16部 CD-R 3枚
(12)	会議記録 ^(注7)	各会議日から起算して 3営業日以内	電子データ

報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成に当たっては、その表現に十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」に従うこと。準備調査報告書（製本版）を除き、簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注1）業務実施契約約款第2条第1項および共通仕様書第6条で規定のとおり。

注2）無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2022年6月改訂版）に従うこと。

注3）設計・積算マニュアル（補完編及び機材編（2019年10月））に従うこと。

注4）概要資料、準備調査報告書には設計図および完成予想図並びに測量成果等（実施した場合）を含む。

注5）準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注6）デジタル画像40枚程度を想定している。

注7）派遣前会議・報告会等の国内会議、現地協議等を想定している。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	事業内容の適切な検討	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 変電所および配電線整備の基本的方針 (P.9)
2	効率的な業務実施	第7条 業務の内容 (P.11)
3	よりわかりやすい複数の定量的効果指標	第7条 業務の内容 (15) 事業の評価指標の検討 (P.18)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：変電及び配電を含む各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／変電設備計画（2号）
- 配電設備計画（3号）
- 社会経済分析（3号）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.15 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／変電設備計画）】

- ① 類似業務経験の分野：変電設備にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ガーナ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：配電設備計画】

- ① 類似業務経験の分野：配電設備に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：社会経済分析】

- ① 類似業務経験の分野：社会経済分析に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ガーナ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年10月中旬より国内事前準備を開始し、2022年11月上旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は「第6条 実施方針及び留意事項」を参照のこと。

2023年7月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明）を実施する。2023年8月下旬までに概略設計・概要資料、2023年11月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15.25 人月（現地：6.50人月、国内8.75人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/変電設備計画（2号）
- ② 配電設備計画（3号）
- ③ 系統解析
- ④ 環境社会配慮
- ⑤ 社会経済分析（3号）
- ⑥ 建築
- ⑦ 施設計画/自然条件
- ⑧ 調達・施工計画/積算

3) 渡航回数を目途 全11回を想定。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託・現地傭人

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン

ト等)への再委託を認めます。この他、調査を円滑に実施するために必要な現地傭人の雇用を認めます。

- 地形調査
- 地質調査
- 路線測量
- 環境社会配慮調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- NEDCo 配電マスタープラン (2021-2030)
- NEDCo PROJECT PROPOSAL: CONSTRUCTION OF ONE (1) 34.5/11.5KV PRIMARY SUBSTATION

2) 公開資料

- [配電部門マスタープラン策定調査 \(2007年～2008年\)](#)
- [配電設備整備計画 \(2013年～2015年\)](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	配置予定
2	通訳の配置 (*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意し、邦人関係者の立ち入りは業務上必要不可欠と判断される内容に限定し、最小人数で必要最低限の滞在を前提に計画する。当地の治安状況については、JICA ガーナ事務所、在ガーナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
自然条件調査（地形調査、地質調査、路線測量）（現地再委託費）

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 環境社会配慮調査（現地再委託経費）： 5,000千円

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- 東京⇒ドバイ⇒アクラ（エミレーツ航空）
- 東京⇒アジスアベバ⇒アクラ（エチオピア航空）
- 東京⇒アムステルダム/パリ⇒アクラ

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。

競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

特になし

別紙 1 : プロポーザル評価表

別紙 2 : ガーナ国「タマレ市電力供給安定化計画」準備調査 自然条件調査仕様書(案)

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(24)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／変電設備計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(一)	(9)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(一)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>配電設備計画</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>社会経済分析</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

ガーナ国「タマレ市電力供給安定化計画」準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要望内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積もりに含めない（外／別積り）ものとする。

2 調査項目

（1）地形調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：タマレ地域の変電所整備予定敷地内

調査方法：平板測量、縦横断測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量図、縦横断図、既設構造物・地中埋設物の位置測量結果

（2）地質調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：タマレ地域の変電所整備予定敷地内でボーリング2箇所程度

調査内容：ボーリング調査（深さ15m）、標準貫入試験、室内試験等

実施方法：現地再委託

成果品：地質調査報告書

（3）路線測量

調査目的：機材の敷設計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：配電柱及び配電線ルート（34.5kV配電線：BSP変電所-RCC変電所、11kV配電線：RCC変電所-タマレ中央病院）

調査内容：必要に応じ仮ベンチマークを設置、横断測量は配電柱設置予定箇所で行い、測量幅は道路敷+ROWの範囲とする。

実施方法：現地再委託

成果品：測量成果（手簿、精度管理表、路線図、横断図）

以上